

(様式第1号)

令和3年度 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	令和3年9月14日(火) 午後1時30分～午後3時30分
場 所	芦屋市霊園管理棟1階 会議室
出 席 者	・定雪委員長・青木委員・里村委員・花木委員 ・若林委員・天井委員・竹迫委員・森田委員
事 務 局	市民生活部環境課 富松課長・高橋主査・田中主事
会議の公開	■公開 □非公開 □部分公開
傍 聴 者 数	なし(委員・事務局以外の参加者)

1 報告事項

- (1) 令和2年度 芦屋市霊園使用者募集結果(12㎡未満の墓地)
- (2) 令和3年度 芦屋市霊園合葬式墓地募集結果
- (3) 常時募集報告(12㎡以上の墓地)

2 議 題

《諮問事項》

- (1) 12㎡未満の墓地について(案)

《募集日程について》

- (1) 12㎡未満の墓地の申込みから使用許可までの手続の流れ

3 その他

4 提出資料  
委員会資料

5 審議経過

1. 開会

〈事務局：富松〉

ただ今から、芦屋市霊園使用者選考委員会を開催いたします。

本日は雨の中、また緊急事態宣言中にもかかわらず、お越しくださいただきありがとうございます。

私は、本日、議事までの進行を務めさせていただきます市民生活部環境課長の富松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手元の会議次第に沿い、始めさせていただきます。

それでは、会議の開始にあたりまして委員長からご挨拶を頂戴したいと思います。

定雪委員長よろしくお願ひいたします。

〈定雪委員長〉

新しい管理棟での最初の会議となります。本日は、一般墓地の選考基準を協議いただくということですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

〈事務局：富松〉

【手元資料の確認】

〈定雪委員長〉

それでは、事務局から委員の出席状況と、会議の公開と議事録の公開についての説明をお願ひ致します。

〈事務局：富松〉

本委員会の委員は8名で、本日は8名全員がご出席です。

芦屋市霊園選考委員会規則第3条第2項の規定では、過半数以上の出席で成立となっておりますので、会議の方は成立しております。また、会議の公開等についてですけれども、芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は、原則公開と定められております。ただし、第19条により非公開情報が含まれる事項について審議する場合、あるいは公開することにより、会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことが出来るとなっております。特に、ご意見等がなければ公開させていただくことと考えております。

また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例第7条に公文書の公開義務が規定されております。この規定に非公開情報の規定がありまして、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則公開と考えております。なお、公開内容につきましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっておりますので、ご了解をお願ひいたします。

〈定雪委員長〉

それでは、会議の公開と議事録の公開につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり取り扱いさせていただくということによろしいでしょうか。

-----異議なし-----

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。本日、傍聴の方はおられますか？

〈事務局：富松〉

いらっしゃいません。

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、初めに報告事項といたしまして、昨年度の普通墓地の募集結果と今年度の合葬式墓地の募集状況そして12㎡以上常時募集報告の3点について、事務局から報告をお願いします。

**【事務局から 令和2年度普通墓地募集結果と令和3年度合葬式墓地の募集状況 報告  
12㎡以上常時募集報告】**

〈定雪委員長〉

ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、何かご質問はありますでしょうか。

〈森田委員〉

令和2年度の募集結果で追加募集は基本先着順となっていると思いますが、3募集結果の応募の区画が2区画となっています。応募人数は5人となっていますが応募区画は2区画というのはどのような状態ですか。

〈事務局・高橋〉

先着順といいましても、同日であれば同時申込みと取りますので、時間別ではなくその日ごとに区分を分けております。朝出す方と昼出す方がいらっしゃれば、先着といいましても同じ日であれば抽選ということになります。

〈森田委員〉

その5人は抽選をしたということですね。次のページの合葬式墓地について、カッコ内の人数が許可書の交付件数ということですがけれども、これは生前申込みの方はお金を支払われればすべての方に許可をするわけですよ。いずれはカッコ無しの数字とカッコ書きの数字は同じになるという認識で問題ないですか。

〈事務局・高橋〉

はい、そうです。

〈森田委員〉

まだ途中経過だということですね。わかりました。

〈事務局：富松〉

9月15日付で明日になりますけれども380件ほどの許可を発送する段取りとなっております。毎週のように10件から15件ほどの申込みをいただいております。受け付けて、相手方に納付書をお渡しし、入金いただいて、許可書を発行する段取りとなっておりますが、少し前には毎日のように100件ほど来ておりましたので、発行するまでに時間を要してはいたしましたが、最近でしたら申し込みをいただいてから2週間程度で許可書の発行まで行けるのではないかと考えております。ですので、だんだんと受付件数に許可書の発行件数が追いついていくかなとは思っています。

〈定雪委員長〉

他にどなたか、なにかございましたら。特にないようでしたら次に進みます。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日は、芦屋市霊園の使用者を決定する基準その他必要な事項についての諮問をいただきました。

それを我々がこれから審議するにあたり、最初に審議の期限について確認をさせていただきます。いつまでに答申を、という事務局からの希望はありますか。

〈事務局：富松〉

このあと、募集要項の作成をはじめ、実際に今年度の使用者募集のスケジュールに沿った手順を進めていく関係上、もし附帯事項等がなければ、本日付けでご答申いただければありがたいと考えております。

〈定雪委員長〉

では、それは審議の過程で、皆さんの同意を得ながら決めさせていただきたいと思えます。本日の委員会では、令和3年度の芦屋市霊園普通墓地の12㎡未満の墓地使用者を決定する基準等について審議いたします。では、事務局より諮問事項について説明をお願いします。

【事務局から《諮問事項》(1) 12㎡未満の墓地について(案)の説明  
《募集日程について》(1) 12㎡未満の墓地の申込みから使用許可までの手続の流れを説明】

〈定雪委員長〉

ありがとうございました。事務局から、令和3年度の芦屋市霊園普通墓地の12㎡未満の墓地使用者を決定する基準等についての諮問(案)として説明がありました。ここから

は、委員の皆様からのご質問、ご意見をいただき、審議していきたいと思えます。

〈森田委員〉

前回の申込み要領と比べて、変更された箇所は赤字で示しているところのみですか。

申込みできる方のイについては、合葬式墓地の生前申込みをしていない事というように別にした方が分かりやすいのではないですか。この表記であれば、誤解を招きかねないです。申し込みできる方でアイウエと挙げているので、ここには申し込みできる方を書いていますから「含む」と書いてしまうと合葬式墓地の生前申込みした方が申し込みできるようにとらえかねないです。含むというのは芦屋市霊園墓地の使用許可を受けているというところに合葬式墓地の生前申込者も含むという意味だと思いますので、この書き方だと誤解を受ける可能性があります。この表現は工夫が必要かなと思えます。

〈事務局：富松〉

分かりました。

〈森田委員〉

概要版の遵守事項のア～ウの表現は、アは世帯、イは通、ウは2名以上、と単位が異なるがこれは違いを意識してこの書き方になっていますか。

〈事務局：富松〉

イに関しては、お一人の方が2か所に申込みすることを意識して通という表記になっています。ウ 同一被埋葬者（遺骨）に対して2名以上の申込みは不可、についていえば例えば兄弟で同じ親の遺骨をありとして2人が申込みする場合などを想定しています。アについては夫婦がそれぞれ申込みをすることなどを想定しており、アイウにおいて想定する内容が異なるので表記を少しずつ書き換えております。

〈森田委員〉

イとウの表現はわかります。アですが、仮に世帯主が自分の親を埋葬したい、配偶者も自分の親を埋葬したい。という場合は同じ世帯ですが、埋葬するお遺骨は他人ということはないのでしょうか。突然世帯という概念が入ってきているので、他では世帯という考え方があまりないと思えますが、今までにそういうお尋ねはありませんか。

〈事務局：富松〉

今まであったかと聞かれるとありませんが、確かに考えられないパターンではないです。

〈森田委員〉

もともとは、お遺骨の家族という意味で世帯をくくっていると思いますが、申込者の世帯というのはそれとは異なるのではないのでしょうか。そこが混乱を招きかねないと思います。世帯というと夫婦はもともと他人であって、その親同士は更に他人同士です。ある夫婦の親同士が同じようなタイミングで亡くなって、同じ墓に入るのかというと、他人で苗字も違うのだから別の墓をと考えるのは普通なのではないのでしょうか。そうすると夫婦つまり 1 世帯で両家の 2 つの墓を申し込みたくなる状況というのも考えられるのではないのでしょうか。

〈竹迫委員〉

1 つの世帯の中に世帯主がいて、奥さんがいて、奥さんのお母さんを同世帯にしていたら 1 つの世帯となります。そのお母さんもお墓には入れるということですよ。

〈森田委員〉

仏さんの世帯というのならわかります。申込者の世帯ととらえると話が違ってきます。

〈事務局：富松〉

お骨がない人に向けての重要な遵守事項として位置付けています。

お骨なしで、夫婦で自分たちの死後のためのお墓を申込みはできませんという意味です。

森田委員がおっしゃったパターンを排除してしまうような書き方になってしまっているということであれば表現を改めたほうが良いかもしれません。

〈森田委員〉

このような申し出があれば特例として受けますか。

〈事務局：富松〉

それは受けます。

〈森田委員〉

どのような表現が一番いいのかというのは今日中に出すのは難しいと思うので今回は宿題として置いていてもよいのかなとは思いますが。

〈定雪委員長〉

ひとつは申し込みできる人の合葬式墓地の生前申込みのところと、もう一つは遵守事項のなかの世帯についての表現方法です。この場で決定することは難しいかと思しますので、後日表現を決めるということによろしいでしょうか。

〈事務局：富松〉

1つ目の合葬墓の生前申込みにつきましては2つに分けることが誤解を招かないということであれば、分ける方向で表示したいと思います。

〈森田委員〉

一般募集ではアイウとあるが追加募集ではアイだけになっているのはどうしてでしょうか。

〈事務局：富松〉

追加募集にはお骨ありの優先が無いため、遺骨の有無によって優先事項はありませんのでウの遵守事項は消しております。

〈森田委員〉

兄弟が複数で、親の遺骨ありで申し込んでも一般申込でははじかれるけれども追加募集であれば申し込めるということですか。

〈事務局：富松〉

遺骨ありとしての優先枠を持った申込みが兄弟で2つ申込みは出来ないだけで、兄弟それぞれが、墓を持つことを妨げるものではありません。追加申込みでは遺骨の有無は関係ないので、申し込みできます。

〈花木委員〉

文章の理解の仕方を確認したいのですが、例えばご夫婦で各々の親の遺骨をお持ちの方で、ある年に旦那さんのほうで申し込んだ。当選して世帯としてはその墓を持っている。

次の年に奥さんの名義で申し込み、奥さんが当選することは可能でしょうか。

〈事務局：富松〉

今の場合、1度の募集で2件申し込むことは可能です。

〈花木委員〉

遵守事項の項目には引っかからないということですか。

〈事務局：富松〉

遵守事項のアは遺骨無しの方に向けた説明なので当てはまらないと思います。今のご指摘も踏まえて文言を考えます。

〈里村委員〉

追加募集の申込みできる方の申込み日を基準日にと書いていますが、基準日と表現しているのはなぜですか。基準日というのを設定する必要がありますか。

〈森田委員〉

「令和3年11月26日を申込日に読み替える」と表現を修正すればいいのではないですか。

〈事務局：富松〉

分かりました。

〈定雪委員長〉

今のことを踏まえまして、基準日という表現を改めるということでお願いいたします。

ご質問、ご意見等、出尽くしたようでございます。それに対する事務局からの回答もいただきましたので、この諮問に対する答申といたしまして、令和3年度の芦屋市霊園普通墓地の12㎡未満の墓地使用者を決定する基準等についての提案については賛同するというので、議決させていただいてよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

〈定雪委員長〉

最後に、「その他」といたしまして、事務局から何かありませんか。

〈事務局・富松〉

合葬式墓地も木金土日で朝の10-13時の間に15分間隔でお申し込みを受けているという状況でございます。今は一時安置室のみの受け付けで来週から合葬室も受付を開始する予定です。今のタイミングであればご見学いただけますので、お時間に余裕がある方はぜひご見学をいただければと思います。

〈定雪委員長〉

では、これ以上ないようでしたら、これをもちまして、委員会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。本日は、お疲れ様でした。

以上